

平成29年度「熊本県水防計画書」修正(案)の概要

内 容	H29水防計画書の頁数等
<p>1 水防法改正に伴う必要項目の修正</p> <p>次の避難体制等の充実・強化を目的とした水防法の一部改正を踏まえ、県水防計画の対応する項目を修正した。 主な修正内容は次のとおり。</p> <p>○ <u>目的及び水防組織に「内水(雨水出水)」を追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大量の降雨が生じた場合に排水できないこと等による出水を「内水(雨水出水)」と定義。 ※内水とは法改正により水防法第2条第1項に定める「雨水出水」 <p>○ <u>洪水等浸水想定区域制度の拡充に伴い「洪水」を追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充。 <p>2 水位の通報及び公表に係る対応等の追加</p> <p>会計検査院からの指摘を受け、住民の避難等に支障を来さないよう、次のとおり追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位計の欠測等により水位の通報等ができない場合は、早期復旧に努めるとともに、速やかに関係機関等へ周知する。 <p>3 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</p> <p>内閣府及び消防庁発出の平成28年台風第10号災害を踏まえた避難に関する文書を受け、次のとおり修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」へ 	<p>【本編】</p> <p>第1章 (P 1～ 3) 第2章 (P 4～ 7)</p> <p>第1章 (P 1～ 3)</p> <p>第5章 (P 12)</p> <p>第1章 (P 1) 第5章 (P 12)</p>

4 重要水防区間等の見直しに伴う修正

水防上、特に、巡視や対策の必要性が高い箇所等を示した重要水防区間の見直しによる修正を行った。

見直し後の延長は、次の表のとおり。

種類	区 分	単位 (m)
		県管理区間
河川	Aランク	308,226
	Bランク	705,665
	Cランク	322,064
海岸	Aランク	5,883
	Bランク	22,898
	Cランク	18,116
道路		52,465

5 組織改編に伴う水防区本部の組織体制の見直し

平成29年度の組織改編に伴い、各水防区本部の組織体制について当面の間、弾力的な運用を図ることとする。今後、組織体制の見直しを検討していく。

【資料編 I】

I-1
県知事管理区間
(P 7~ 31)

【本編】

第2章 (P 5)